

# 第19回行政監査結果報告書

(A E D (自動体外式除細動器) の設置及び管理について)

群馬県監査委員  
平成30年12月

# 目次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	関係通知等	1
4	監査対象機関	3
5	監査の着眼点	3
6	監査の実施時期	3
7	事務調査の実施方法	3
第2	監査の結果	4
1	書面調査(庁舎管理業務を所管している機関に対する調査)の結果	4
(1)	AEDの設置状況について	4
(2)	AEDの管理状況について	9
(3)	AEDの使用状況について	14
2	書面調査(指定管理者制度導入施設を所管している機関に対する調査)の結果	16
(1)	指定管理者制度導入施設に対する県の指導状況等について	16
3	実地調査の結果	18
(1)	維持管理に当たり苦慮していること・要望等について	19
(2)	厚生労働省通知の承知状況について	20
(3)	付属品の整備状況について	20
(4)	電極パッドの使用期限と表示ラベルの記載について	21
(5)	使用後における維持・管理方法等について	22
第3	監査結果を踏まえた意見	23
1	本体の更新及び経済的な調達について	23
(1)	本体の更新	23
(2)	購入方法	23
(3)	調達方法	23
2	日常点検について	23
(1)	日常点検の実施	23
(2)	表示ラベルの取付	24
(3)	点検の結果の記録	24
(4)	点検担当者の配置	24
3	普通救命講習等の受講について	24
4	AEDの設置検討について	25
5	厚生労働省通知等の周知状況について	25
6	AEDの使用を含む緊急対応マニュアルの整備について	25
資料編		
【参考1】	県有施設における設置状況	26
【参考2】	指定管理者制度導入施設における設置状況	34

# 第1 監査の概要

## 1 監査のテーマ

AED(自動体外式除細動器)の設置及び管理について

## 2 監査の目的

AED(自動体外式除細動器)は、平成16年7月1日付け厚生労働省医政局長通知により、救命の現場に居合わせた非医療従事者による使用について、医師法に違反しないことが示されたことを機に、急速に普及が進んでおり、群馬県健康福祉部医務課の調査によると、本県の公共施設へのAED設置台数は、平成29年6月1日現在で2,555台(県335台、市町村2,220台)となっている。

また、第8次群馬県保健医療計画(平成30年度～35年度)において、県民に対する心肺蘇生法の普及、AEDの設置場所の周知及び使用方法の普及啓発が課題として挙げられている。

しかしながら、AEDは、適切な管理が行われていなければ、緊急時に作動しない等、人の生命や健康に重大な影響を与える可能性がある。

そこで、県有施設におけるAEDの設置及び管理状況の検証を行い、救急救命時に使用される際には、その機能が十分に発揮できるよう、AEDの適切な管理等を徹底し、心肺機能停止傷病者の救命の向上に資することを目的とした。

## 3 関係通知等

AEDの設置及び管理については、法的義務はないが、厚生労働省から各都道府県知事宛てに通知が発出されている。厚生労働省からの主な通知等は次のとおりである。

No	通知年月日及び 施行者	題名及び主な内容
1	平成16年7月1日 医政局長	<b>非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について</b> ・一般市民のAED使用について、幅広くその理解を深めるとともに、使用に関する講習等が勧奨されるものであること。 ・非医療従事者がAEDを使用した場合の効果を適切に把握し、検証するよう努めること。
2	平成21年4月16日 医政局長 医薬食品局長	<b>自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼について)</b> ・AEDの使用の際に、管理不備により性能を発揮できないことのないよう点検担当者を配置し、日常点検の実施及び消耗品の管理等を徹底すること。 ・各市町村や関係団体に対して、AEDの適切な管理が徹底されるよう周知すること。 ・AEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性について伝えること。
3	平成25年9月27日	<b>自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施に</b>

	医政局長 医薬食品局長	ついて（再周知） ・一部のAEDの維持管理が適切に行われていない実態があることから、AEDの管理者が維持管理の方法を十分に理解し、日頃から意識するよう、関係団体等に対して、平成21年通知の再度の周知徹底を図ること。
4	平成25年9月27日 医政局長	<b>自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインについて</b> ・（一財）日本救急医療財団が作成した「AEDの適正配置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考にAEDの効果的かつ効率的な設置拡大を進めること。
5	平成27年8月25日 医政局長	<b>自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用について</b> ・AED設置者に対して（一財）日本救急医療財団への登録を勧め、AED設置登録情報を用いて、同財団が取り組んでいるAEDマップ等の更なる充実を図ること。 ・AEDマップを住民への情報提供に活用すること。 ・AED設置者に対して、AED設置登録情報が適時適切に更新されるよう呼びかけること。

また、厚生労働省通知を受けて、健康福祉部長、健康福祉部医務課長及び警察本部警務部長から所属長宛てに通知が発出されている。主な通知等は次のとおりである。

No	通知年月日及び 施行者	題名及び主な内容
1	平成21年4月30日 健康福祉部長	<b>自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について</b> ・管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態とならないよう、管理等について適切に行うこと。 ・関係者に対して広く周知すること。
2	平成25年10月22日 健康福祉部医務課長	<b>自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について</b> ・管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態とならないよう、管理等について適切に行うこと。 ・関係者に対して広く周知すること。
3	平成26年11月21日 警察本部警務部長	<b>自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について（依命通達）</b> ・AEDは、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器であることから、適切に管理する必要があること。 ・警務部厚生課長は、群馬県警察が設置する全てのAEDについて、総括的管理を行うこと。 ・庁舎に設置されているAED機器の日常的な管理を行うため管理責任者を置くこととし、管理責任者は、所属職員の中から点検担当者を指名し、日常点検、点検結果の記録等をさせること。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理責任者は、AEDを使用したときは、AED使用記録票を作成し、その写しの送付により厚生課長に報告すること。</li><li>・厚生課健康支援室は、日常的な管理や適切な管理・運用が図られるよう必要な指導等を行うこと。</li></ul>
--	---

#### 4 監査対象機関

庁舎管理業務を所管している県の機関及び指定管理者制度導入施設を所管している県の機関とした。

#### 5 監査の着眼点

- (1) 本体の更新等は適切に行われているか。
- (2) 経済的かつ効率的に調達されているか。
- (3) 日常点検や管理は適切に行われているか。
- (4) 普通救命講習等を受講しているか。
- (5) 設置台数は適当か。

#### 6 監査の実施時期

平成30年1月から同年12月まで

#### 7 事務調査の実施方法

##### (1) 書面調査

平成29年12月末現在(以下「調査基準日現在」という。)における監査対象機関全体(212機関)におけるAEDの設置状況及び管理状況等を書面により調査した。

##### (2) 実地調査

書面調査の結果を踏まえ、AEDを設置していると回答のあった庁舎管理業務を所管する190機関及び指定管理者制度導入施設を所管する20機関の中から、管理状況のみならず、部局及び地域のバランス等を考慮した上で計36機関を選定し、実地調査を実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 書面調査（庁舎管理業務を所管している機関に対する調査）の結果

#### (1) AEDの設置状況について

##### ① 部局別設置状況

庁舎管理業務を所管している機関(対象機関)の調査基準日現在における各部局ごとのAEDの設置状況は、表1-1のとおりである。

対象機関の所管する施設(対象施設)240施設のうちAEDを設置している施設(以下「AED設置県有施設」という。)は206施設(85.8%)、AEDの総設置台数は298台であり、教育委員会96施設及び警察本部29施設においては全施設に設置されていた。

また、ガイドラインにおいて、比較的規模の大きな公共施設、高等学校等ではAEDの設置が求められているが、これらの全ての施設においてAEDが設置されていることが確認された。

なお、未設置施設数及びその理由は、表1-2のとおりである。未設置の34施設のうち27施設(79.4%)は、農政部の試験研究機関や県土整備部等の事業所等であり、来庁者が少ない小規模な地域機関であるためという理由であった。

表1-1 部局別設置状況（調査基準日現在）

部局別	対象機関数	対象施設数	設置施設数	設置率	設置台数
総務部	15	18	18	100.0%	24
生活文化スポーツ部	7	7	6	85.7%	6
こども未来部	3	3	3	100.0%	3
健康福祉部	16	17	14	82.4%	16
環境森林部	2	3	2	66.7%	2
農政部	12	19	6	31.6%	7
産業経済部	8	9	7	77.8%	7
県土整備部	11	18	10	55.6%	10
企業局	14	16	10	62.5%	10
病院局	4	5	5	100.0%	28
教育委員会	96	96	96	100.0%	156
警察本部	24	29	29	100.0%	29
計	212	240	206	85.8%	298

表 1 - 2 未設置の理由

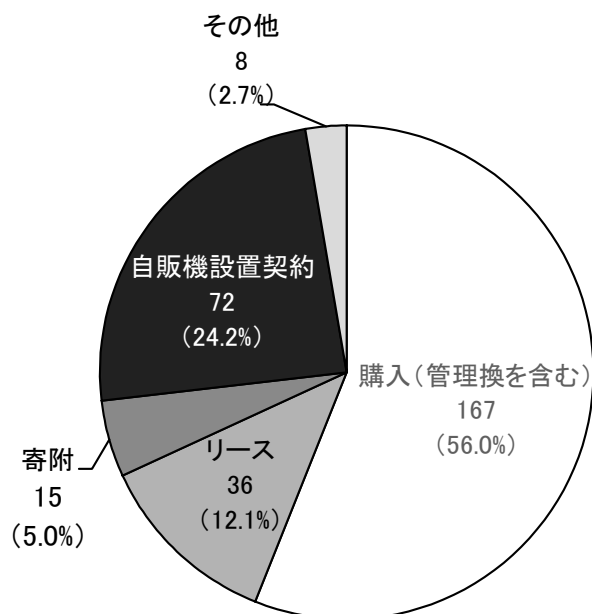
部局別	施設数	未設置の理由				
		小規模な地域機関等	隣接する施設等に設置	同一敷地内の施設に設置	同一建物内の施設に設置	一般県民が利用しない施設
生活文化スポーツ部	1		1			
健康福祉部	3			1	1	1
環境森林部	1	1				
農政部	13	12	1			
産業経済部	2	1	1			
県土整備部	8	7		1		
企業局	6	(※)6				
計	34	27	3	2	1	1

(※) 6施設のうち1施設は、職員及び見学者の増加により新規設置を検討中である。

② 導入方法

AED設置台数298台のうち「購入」によるものが167台(56.0%)と最も多く、次いで「自動販売機設置契約に付随した契約」によるものが72台(24.2%)と多かったが、これは、主に県立学校におけるものであった。また、警察本部においては、担当課が一括調達し、各警察署に対して配付していた。

表 2 導入方法 (単位: 台)



### ③ 設置費用等

調査基準日現在の本体の購入費用は、耐用年数や購入方法により異なるが、20万円以上30万円未満が最も多く、次いで10万円以上20万円未満が多かった。

バッテリー及び電極パッドについては、購入時に本体に付属しているものが多く、単品で購入する場合、本体と同様に耐用年数や購入方法により費用が異なるが、バッテリーは38,000円程度と高額であった。また、成人用電極パッドは8,000円程度であるのに対し、小児用電極パッドは2,000円程度と高額であった。

なお、1年当たりの費用で比較した場合、「一括調達」が最も低額であったが、これは、警察本部が本体及び消耗品を一括調達していることによるものである。

また、リースの場合の最低費用は1年当たり7,041円であったが、これは当初のリース期間満了後に再リース契約を締結したことにより、当初のリース料と比較し、10分の1程度の費用になったことによるものである。

表3-1 本体の購入費用（単位：台）

金額	台数	割合
100,000円未満	22	13.2%
100,000円以上200,000円未満	42	25.1%
200,000円以上300,000円未満	78	46.7%
300,000円以上	24	14.4%
不明	1	0.6%
合計	167	100.0%

※ 300,000円以上のAEDは、主に病院等に設置されている機種である。

表3-2 1年当たりの費用（単位：円）

区分	平均費用	最低費用	最高費用
購 入	46,261	17,419	118,189
一括調達	17,419	17,419	17,419
単独調達	59,436	32,248	118,189
リース(単独調達)	65,779	7,041	127,008

※ 購入に係る1年当たりの費用については、例えば、本体の耐用期間が7年、バッテリーの使用期限が4年、電極パッド(大人用)の使用期限が2年、電極パッド(小児用)の使用期限が2年の場合、次式により1年当たりの費用を算出した(ただし、バッテリーや電極パッドの交換期限が到来していないものについては、警察本部を除き、1年当たりの費用の算出の対象から除外した)。

{本体の費用+(バッテリーの費用×1回)+(電極パッド(大人用)の費用×3回)+(電極パッド(小児用)の費用×3回)}÷7年



なお、AED本体を一括調達している警察本部においては、バッテリーの更新時期が到来していないことから、1台当たりのバッテリーの費用を購入予定費用により算出した。

また、購入については、保証期間(製品によって異なるが通常は5年程度)経過後の故障等による修理代金を除外し、リースについても、契約期間内において通常使用者側の負担とされる故障等による修理代金を除外した。

#### ④ 設置場所

緊急時にすぐに使用できるように事務室、玄関、ホール等に214台(71.8%)が設置されていた。

なお、県立学校においては、医務室、運動施設等にも設置されており、また、警察署においては、受付窓口や宿直室に設置されていた。

表4 設置場所(単位:台)

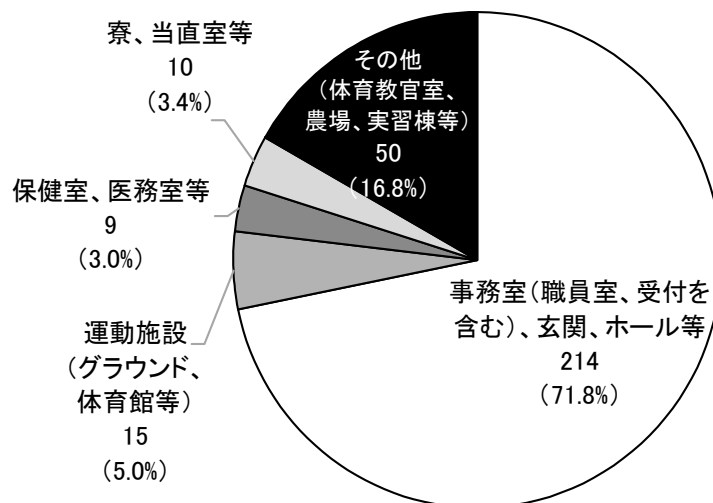


写真1 正面玄関に設置している例



写真2 体育教官室に設置している例



⑤ 設置施設の表示等

厚生労働省通知においては、AEDを有効に使用するための表示に係る必要な整備として、AED設置施設の入口への明示やAEDの設置場所までの誘導表示などの取組を行うよう求められている。

AEDの設置施設であることを示す設置表示板等を設置している施設は197施設(95.6%)、設置表示板等を設置していない施設は9施設(4.4%)であった。

写真3 窓ガラスに設置表示板が貼付されている例



写真4 案内図に設置場所が表示されている例 写真5 建物内に設置場所が表示されている例



## ⑥ 設置場所情報の公開

県においては、県ホームページのマッピングぐんまにより、群馬県内の公共施設におけるAED設置場所情報を公開している。

また、厚生労働省通知においては、AEDの設置場所を(一財)日本救急医療財団ホームページのAEDマップへ登録するよう呼びかけているが、設置施設において登録を確認している台数は67台(22.5%)、登録を確認していない台数は231台(77.5%)となっており、約8割のAEDについては登録を確認していない状況となっている。

## (2) AEDの管理状況について

### ① 点検担当者の配置状況

厚生労働省通知においては、AEDの設置者(AEDの設置・管理について責任を有する者又は施設の管理者等)に対して、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、点検担当者により日常点検等を実施することとされている。

点検担当者を配置している施設は202施設(98.1%)、配置していない施設は4施設(1.9%)であった。

### ② 日常点検の実施状況

厚生労働省通知においては、AEDの点検担当者は、AED本体のインジケータランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録することとされている。

「毎日」点検を実施しているAEDの台数は、298台のうち203台(68.1%)で最も多かったが、

「月1回以上」が35台(11.7%)、「週1回以上」が28台(9.4%)、「年1回以上」が20台(6.7%)、「不定期」が7台(2.4%)となっており、「毎日」以外も90台(30.2%)と多く、「点検を実施していない」台数も5台(1.7%)あった。

点検を実施していない主な理由は、「遠隔監視システムを利用しているため」、「異常がある場合、アラームが鳴るので、点検は不要と考えているため」等であった。

表5 日常点検の実施状況(単位:台)

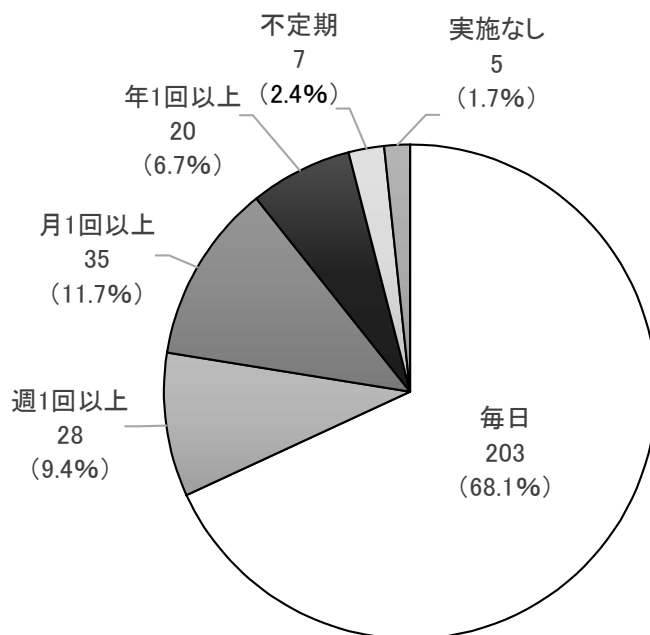


写真6 インジケータランプ



### ③ 点検結果の記録状況

厚生労働省通知においては、AED本体のインジケータランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録することとされている。

点検結果を記録している台数は251台(84.2%)、記録していない台数は47台(15.8%)であった。

点検の結果を記録していない主な理由は、「点検結果を記録する必要性を認識していなかったため」、「日常点検のみにとどめていたため」、「遠隔監視システムを利用しているため」等であった。

### ④ 遠隔監視システムの利用状況

遠隔監視システムは、設置しているAEDと製造販売業者のサーバの間で通信を行い、設置者が電極パッドの期限やバッテリー残量をWeb上で確認でき、AEDに異常が発生した場合や電極パッドの期限が近づいたり、バッテリーの残量が低下した場合に、製造販売業者から設置者が登録しているメールに送信されるシステムである。

遠隔監視システムを利用している台数は50台(16.8%)、利用していない台数は248台(83.2%)であった。

遠隔監視システムを利用していない主な理由は、「システム自体を承知していなかったため」等であった。

### ⑤ 表示ラベルの取付状況

厚生労働省通知においては、製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することとされている。

表示ラベルを取り付けていた台数は286台(96.0%)、取り付けていなかった台数は12台(4.0%)であった。

表示ラベルを取り付けていない主な理由は、「リース契約であり、交換時期に契約相手方から消耗品が送付されてくるため」、「表示ラベルを紛失してしまったため」等であった。

写真7 表示ラベルが取り付けられている例



本体の耐用年数等が記載された表示ラベル（写真上では右側のラベル）と電極パッドの使用期限等が記載された表示ラベル（写真上では左側のラベル）がある。

⑥ 本体の耐用期間の経過の有無

医療機器の耐用期間とは、医療機器が適正な使用環境と維持管理を基に、適切な取扱いで本来の用途に使用された場合、その医療機器が設計仕様書に記された機能及び性能を維持し、使用することができる標準的な使用期限をいい、AEDは「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」と定義されている。AED本体の耐用期間については、製造販売業者が使用環境、単位時間内の稼働時間や使用回数などを考慮し、耐久性に係るデータから設定されているが、おおむね6～8年と設定されていた。

耐用期間を経過したAEDについては、製造販売業者からできるだけ速やかに更新を行うよう推奨されているところ、耐用期間を経過しても更新していない台数は298台のうち15台（5.0%）のみであった。

耐用期間を経過しているAEDを使用している主な理由は、「使用期限を経過していても使用できるため」、「予算上の課題があるため」等であった。

表6 本体の耐用期間経過年数（単位：台）

区分	台数	割合
耐用期間内	283台	95.0%
耐用期間経過	15台	5.0%
1年未満	2台	0.7%
1年以上3年未満	8台	2.7%
3年以上5年未満	1台	0.3%
5年以上10年未満	4台	1.3%

⑦ 消耗品(バッテリー、電極パッド)の使用期限(交換時期)の経過の有無

厚生労働省通知においては、電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、適切に交換を実施することとされている。

バッテリーの使用期限(交換時期)は、おおむね2年又は4年とされていたところ、使用期限(交換時期)を経過している台数は298台のうち3台(1.0%)のみであった。

また、電極パッドの使用期限(交換時期)は、おおむね1年以上3年以下の範囲で設定されていたところ、使用期限(交換時期)を経過している台数は298台のうち5台(1.7%)のみであった。

バッテリーや電極パッドに関し、使用期限(交換時期)を経過しているにもかかわらず、交換を行っていない主な理由は、「予算上の課題があるため」等であった。

⑧ 小児への対応状況

AEDの使用に係る小児(未就学児)への対応については、成人用とは別に小児用の電極パッドが備えられている機種や成人用モードと小児用モードを切り替えて成人・小児兼用の電極パッドを使用する機種がある。

設置施設における小児への対応状況については、小児への対応があるものが202台(67.8%)となっており、その内訳は切替式が185台(62.1%)、小児パッドによるものが17台(5.7%)であり、県有施設のうち小児の利用が多い施設では全ての施設において小児への対応がなされていた。

一方で、小児への対応がないものは96台(32.2%)となっており、その主な理由は、「(高等学校等において)生徒への使用を想定しているため」等であった。

表7 小児への対応状況(単位:台)

小児対応有り		小児対応無し
切替式	小児用パッド	
185	17	96

写真8 切替式の例



⑨ AEDの使用を含む緊急対応マニュアルの整備状況

整備している施設は75施設(36.4%)、整備していない施設は131施設(63.6%)であった。

整備していない主な理由は、「メーカーが作成したAEDの使用方法に関するマニュアルで十分であると考えるため」、「普通救命講習のテキストで十分であると考えるため」等であった。

(3) AEDの使用状況について

① 普通救命講習等の受講状況

厚生労働省通知において、AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、「2年から3年間隔」での定期的な受講が推奨されている。

調査基準日現在におけるAEDの管理を所管している機関に在籍する職員に係る平成27年度から29年度までの3年間の受講状況については、受講者のいる施設は191施設(92.7%)、受講者のいない施設は15施設(7.3%)であった。

② 使用実績等(病院局を除く)

平成27年度から29年度までの3年間において、5件の使用実績があった。



表 8 使用実績（病院局を除く。）

年度	使用件数	部局名
平成27年度	1	教育委員会(1)
平成28年度	1	警察本部(1)
平成29年度	3	教育委員会(2)、警察本部(1)

【AEDを使用した事例】 ※ 電気ショックを行わなかったものを含む。

- 1 生徒が部活動のランニング中に突然倒れ、意識不明となったため、教員が使用した。
- 2 保護した男性が心肺停止状態となったため、警察官が使用した。
- 3 留置施設内において被留置者が倒れたため、警察官が使用した。

## 2 書面調査(指定管理者制度導入施設を所管している機関に対する調査)の結果

### (1) 指定管理者制度導入施設に対する県の指導状況等について

指定管理者制度導入施設(以下「指定管理者施設」という。)について、施設を所管する県機関(対象機関)に対してAEDの設置状況、県の指導状況を調査した。

#### ① 部局別設置状況

指定管理者施設(対象施設)44施設のうちAEDを設置している施設(以下「AED設置指定管理者施設」という。)は36施設(81.8%)、AEDの総設置台数は51台であり、また、設置者は、県が29施設(80.5%)、指定管理者が6施設(16.7%)、市が1施設(2.8%)であった。

AEDを設置していない理由は、「併設されている施設に設置されているため」(1施設、2.3%)、「入居しているビル内に設置されているため」(4施設、9.1%)、「ゴルフ場の近隣施設であり、設置の必要性が低い」(3施設、6.8%)であり、実態としてはAEDの設置が必要であると認められる施設に設置されているものと思われる。

表9 部局別設置状況(調査基準日現在)

部局別	対象機関数	対象施設数	設置施設数	設置率	設置台数
生活文化スポーツ部	2	5	4	80.0%	4
こども未来部	1	1	1	100.0%	1
健康福祉部	2	9	5	55.6%	8
環境森林部	5	8	8	100.0%	8
農政部	2	3	3	100.0%	4
産業経済部	2	6	3	50.0%	3
県土整備部	4	5	5	100.0%	16
企業局	1	6	6	100.0%	6
教育委員会	1	1	1	100.0%	1
計	20	44	36	81.8%	51

#### ② 管理状況の把握

AEDの維持管理を指定管理者が行っている場合に、県がその管理状況(インジケータランプの確認、バッテリー・電極パッドの交換期限の確認等)を把握しているかについて確認したところ、県が把握している施設は31施設(86.1%)で、把握していない施設は5施設(13.9%)であった。

また、県が把握している31施設(86.1%)に対する把握方法は、文書による把握が12施設(33.3%)、実地調査による把握が4施設(11.1%)、口頭による把握が15施設(41.7%)であった。

③ 管理体制及び点検方法

点検担当者の配置及び日常点検の実施方法について、県が指導・指示を行っている施設は22施設(61.1%)、指導・指示を行っていない施設は14施設(38.9%)であった。

また、県が指導・指示を行っている22施設(61.1%)に対する指導・指示方法は、文書による指導・指示が11施設(30.5%)、口頭による指導・指示が11施設(30.5%)であった。

なお、指導・指示を行っていない主な理由は、「指定管理者が適切に管理・運営しているため」等であった。

④ 普通救命講習等の受講

普通救命講習等の受講について、県が指導・指示を行っている施設は11施設(30.6%)、指導・指示を行っていない施設は25施設(69.4%)であった。

また、県が指導・指示を行っている11施設(30.6%)に対する指導・指示方法は、文書による指導・指示が1施設(2.8%)、口頭による指導・指示が10施設(27.8%)であった。

なお、指導・指示を行っていない主な理由は、「指定管理者が自主的に職員に対する講習を実施しているため」、「指定管理者職員が消防署等の講習を受講しているため」等であった。

⑤ 使用実績等

平成27年度から29年度までの3年間において、5件の使用実績があった。

表10 使用実績

年度	使用件数	部局名
平成27年度	1	県土整備部(1)
平成28年度	2	県土整備部(1)、企業局(1)
平成29年度	2	県土整備部(1)、企業局(1)

【AEDを使用した事例】 ※ 電気ショックを行わなかったものを含む。

- 1 男性がプール利用中に意識を失ったため、監視員が使用した。
- 2 男性がゴルフのプレー中に突然倒れたため、同伴者が使用した。

### 3 実地調査の結果

AED設置県有施設及びAED設置指定管理者施設の中から、書面調査の結果や部局間のバランス等を考慮の上、36機関を抽出し、48台について現地調査及びヒアリング調査を実施した。実地調査の対象機関は、表11-1及び表11-2のとおりである。

なお、現地調査及びヒアリング調査においては、書面調査の結果の確認を中心に行ったほか、新たな項目について調査を実施したが、書面調査時点では管理が適切でなかったと思われる施設であっても、実地調査時点においては多くの施設において改善が図られていた。

そのため、実地調査の結果については、新たな項目の調査の結果についてのみ記載することとする。

表11-1 実地調査対象機関（AED設置県有施設）

部局別	調査対象機関名	調査対象施設名
総務部	管財課	本庁舎、群馬会館
	高崎行政県税事務所	高崎合同庁舎
	吾妻行政県税事務所	中之条合同庁舎
生活文化スポーツ部	近代美術館	近代美術館
	館林美術館	館林美術館
子ども未来部	中央児童相談所	中央児童相談所
健康福祉部	藤岡保健福祉事務所	藤岡保健福祉事務所
	太田保健福祉事務所	太田保健福祉事務所
	しろがね学園	しろがね学園
環境森林部	緑化推進課	森林学習センター
農政部	農林大学校	農林大学校
	浅間家畜育成牧場	浅間家畜育成牧場
産業経済部	群馬産業技術センター	群馬産業技術センター
	繊維工業試験場	繊維工業試験場
県土整備部	安中土木事務所	安中土木事務所
	館林土木事務所	館林土木事務所、多々良沼公園
企業局	施設管理室	公社総合ビル
	利根発電事務所	利根発電事務所
	団地総合事務所	団地総合事務所
病院局	心臓血管センター	心臓血管センター
	精神医療センター	精神医療センター

教育委員会	ぐんま天文台	ぐんま天文台
	妙義青少年自然の家	妙義青少年自然の家
	前橋商業高等学校	前橋商業高等学校
	高崎東高等学校	高崎東高等学校
	桐生高等学校	桐生高等学校
	沼田高等学校	沼田高等学校
	館林高等学校	館林高等学校
	嬭恋高等学校	嬭恋高等学校
	二葉高等特別支援学校	二葉高等特別支援学校
警察本部	警務部厚生課	警察本部
	富岡警察署	富岡警察署下仁田分庁舎
	伊勢崎警察署	伊勢崎警察署

表11-2 実地調査対象機関（AED設置指定管理者施設）

部局別	調査対象機関名	調査対象施設名
こども未来部	子育て・青少年課	ぐんまこどもの国児童会館
健康福祉部	障害政策課	ふれあいスポーツプラザ
県土整備部	前橋土木事務所	敷島公園

(1) 維持管理に当たり苦慮していること・要望等について

「本体が高価であること」、「頻繁に消耗品（バッテリー及び電極パッド）の交換が必要になるため、その都度、費用が必要になること」等予算面で苦慮している施設が多かった。

また、「行政県税事務所が主催となってAEDの取扱いに係る講習を定期的で開催して欲しい」等の要望があった。

表12 維持管理に当たり苦慮していること・要望等（単位：施設）

	区分	計
1	頻繁に消耗品の交換が必要になるため、その都度、費用が必要になること	8
2	講習を受講したとしても、有事の際にAEDを適正に使用できるか心配である	5
3	本体が高価であること	4

4	行政県税事務所が主催となってAEDに係る講習を定期的を開催して欲しい	4
5	消耗品の有効期限と交換時期を忘れないようにすること	3
6	その他(消耗品の交換に時間が掛かること、消耗品の使用期限が短いこと等)	6

(2) 厚生労働省通知の承知状況について

平成21年4月16日付け厚生労働省医政局長等通知(以下「平成21年度厚生労働省通知」という。)について、承知している機関は13機関(36.1%)、承知していない機関は23機関(63.9%)であった。また、平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長等通知(以下「平成25年度厚生労働省通知」という。)について、承知している機関は15機関(41.7%)、承知していない機関は21機関(58.3%)であった。いずれの通知についても過半数の機関が承知していない状況であり、周知が徹底されていなかった。

(3) 付属品の整備状況について

AEDの使用に当たっては、心肺機能停止傷病者の胸に電極パッドを貼り付ける必要があるが、救急時において、服を切らないと貼り付けられない場合や汗を拭かないと貼り付けられない場合などが想定される。これらの事態が生じた場合において、円滑にAEDを使用できるようにするために、AEDの付属品(タオル、ハサミ、蘇生用マウスピース、剃刀、ペーパータオル、グローブ)を整備しておく必要がある。

AEDの付属品の整備状況については、全て整備されている台数は40台(83.3%)、一部のみ整備されている台数は6台(12.5%)、全く整備されていない台数は2台(4.2%)であった。

表13 付属品の整備状況(単位:台)

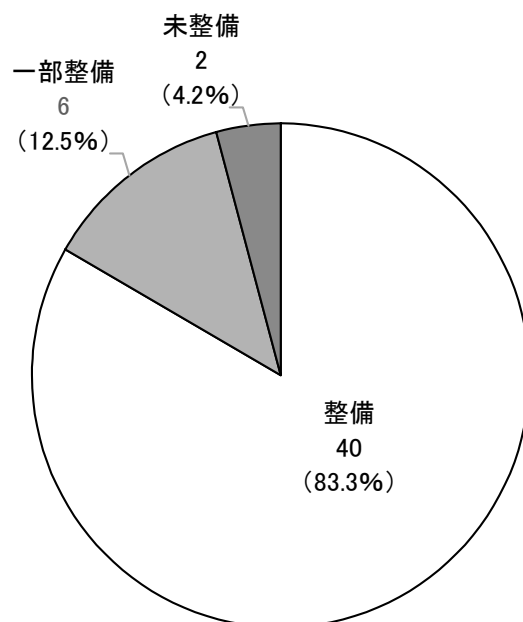
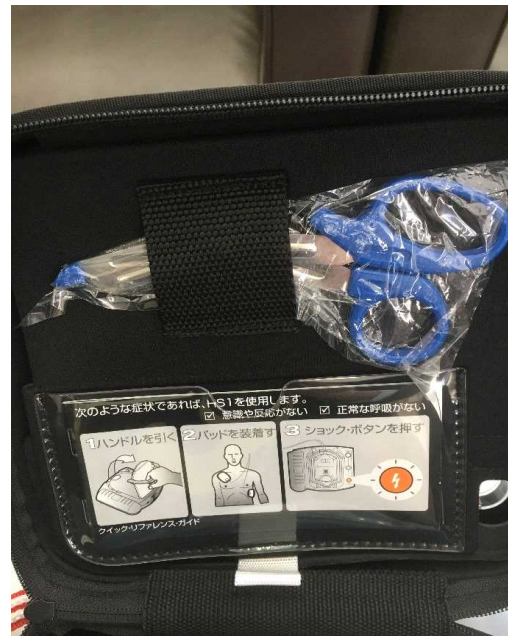


写真9 付属品が全て整備されている例



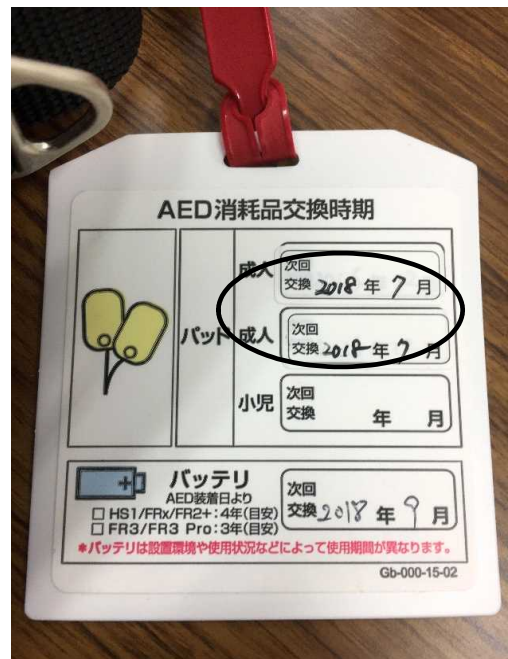
写真10 付属品が一部のみ整備されている例



(4) 電極パッドの使用期限と表示ラベルの記載について

電極パッドに貼付されたシールに記載された使用期限と表示ラベルの使用期限が一致しているか調査したところ、一致している台数は39台(81.3%)、一致していない台数は4台(8.3%)であった。その他の台数は5台(10.4%)で、主に使用期限の記載された表示ラベルが取り付けられていなかったものである。

写真11 電極パッドと表示ラベルの記載が不一致の例



(5) 使用後における維持・管理方法等について

AEDの使用実績のある5施設に対し、使用後における維持・管理方法等について調査したところ、再検討した施設は2施設(40.0%)、再検討しなかった施設は3施設(60.0%)であった。再検討の内容は「AEDの操作に係る講習会の実施回数を増加したこと」、「以前よりもAEDの保管場所を意識するようになったこと」であった。



## 第3 監査結果を踏まえた意見

AED(自動体外式除細動器)は、救命の現場に居合わせた非医療従事者による使用について、医師法に違反しないことが示されて以降、緊急時に迅速かつ的確に作動させることにより、心肺機能停止傷病者の救命の向上が期待できることから、急速に普及が進んでいる。

しかしながら、AEDは、適切な管理が行われていなければ、緊急時に作動させることができず、人の生命や健康に重大な影響を与える可能性がある。

今回の監査においては、県有施設及び指定管理者施設におけるAEDの設置状況、管理状況等について書面調査及び実地調査を行ったところであり、その結果を踏まえ、次のとおり監査委員としての意見を述べる。

### 1 本体の更新及び経済的な調達について

#### (1) 本体の更新

本体の耐用期間については、書面調査において6年から8年であることが確認されたが、耐用期間が経過しているにもかかわらず、更新されていないものがあった。

AEDは、時間の経過とともに、緊急時に適切に作動させることができなくなる恐れがあることから、耐用期間が経過しているAEDを使用している施設においては、更新を図られたい。

#### (2) 購入方法

AEDの購入方法としては、施設の管理者等が単独で購入している事例が多かったが、警察本部のように、担当課が所管する警察署の分を一括して購入し、各警察署に配付している事例もあった。購入費用については、前者の場合、1台当たり20万円以上30万円未満が最も多かったのに対し、後者の場合、1台当たり6万円未満であった。

担当課等が一括して購入した方が機関ごとに単独で購入するよりも安価で購入できることから、一括購入を検討し、経済的かつ効率的な購入を行うよう図られたい。

#### (3) 調達方法

AEDの調達方法としては、購入が中心であり、リースは全体の5分の1程度であった。また、AEDを複数設置している多くの施設においては、1台目を購入、2台目以降はリースとする等異なる方法により調達していた。

AEDの調達に当たり購入とリースを比較検討していない施設においては、庁舎の管理体制や予算確保の方法などを総合的に検討し、トータル費用を含めて購入とリース契約を比較し、経済的かつ効率的な調達を行うよう努められたい。

### 2 日常点検について

#### (1) 日常点検の実施

多くの施設においては、毎日日常点検を実施していたが、月に1回のみ点検を実施している施設や点検を全く実施していない施設等もあった。

恒常的な点検を実施していない機関においては、緊急時にAEDを使用する際に、その管理不備により性能を発揮することができないことがないよう、恒常的に点検を実施するよう図られた

い。

#### (2) 表示ラベルの取付

AED本体や収納ケース等にバッテリーや電極パッドの使用期限等を記載した表示ラベルが取り付けられていなかったもの、表示ラベルは取り付けられているものの使用期限等の記載が適切でなかったもの等があり、また、使用期限内に交換が行われずに、使用期限を経過しているものもあった。

表示ラベルを取り付けていない施設等においては、日常点検を適切に実施するためにも、バッテリーや電極パッドの交換時期等を記載した表示ラベルを外部から容易に認識できるようにAED本体又は収納ケース等に取り付け、バッテリーや電極パッドの交換を行った場合には、表示ラベルの交換時期等の書換えを行い、日頃から交換時期等を把握するとともに、適時に交換するよう図られたい。

#### (3) 点検の結果の記録

約7割の施設においては点検の結果が記録されていたが、約3割の施設においては記録されていない状況であった。

実地調査の対象とした施設の中には、年間来場者数が相当数にのぼる施設であるにもかかわらず、点検の結果を記録していない施設があった。その理由は、厚生労働省通知を認識していなかったこと等によるものであった。

点検の結果を記録していない施設や点検の有無のみを記録している施設においては、点検を実施した項目を確認できるよう各点検項目ごとに点検の実施の有無を記録しておくよう図られたい。

#### (4) 点検担当者の配置

ほとんどのAED設置県有施設においては、点検担当者が配置されていたが、点検担当者が配置されていない施設もあった。

厚生労働省通知において、日常点検の実施や消耗品の交換を行う者として点検担当者を配置することが求められていることから、点検担当者を配置していない施設においては、点検担当者の適切な配置を図るとともに、点検担当者を明確にするために、年度ごとに点検担当者指定簿を整備しておくよう努められたい。

### 3 普通救命講習等の受講について

多くの施設においては、平成27年度から29年度までの3年間に普通救命講習等を受講したことのある職員がおり、中には、毎年消防本部に対して消防職員の派遣の要請を行い、講習を実施している施設もあった。

しかし、職員が普通救命講習等を受講している場合であっても、施設規模と比較し、受講者数が少ない施設が多かった。

AEDは設置しているだけでは救命率の向上は望めない。特に、県立学校においては、文部科学省作成の「学校事故対応に関する指針」の「事故発生後の取組」の中に、AED装着の実施について記載されている。

AED設置県有施設においては、職員が定期的に講習を受講できる機会を設けたり、他施設

で開催される講習に参加できるようにするなど、できるだけ多くの職員が講習を受講できるような環境の整備を図ることのみならず、年度当初に職員が講習を受講できるよう図られたい。

#### 4 AEDの設置検討について

ガイドラインにおいて、比較的規模の大きな公共施設や高等学校等ではAEDの設置が推奨されているが、これらの施設においては、少なくとも1台のAEDは設置されていることが確認された。

しかしながら、実地調査の対象としたほぼ同規模の2つの施設において、一方は1箇所のみを設置されているのに対し、他方は3箇所に設置されており、同規模の施設であっても設置台数が異なっていた。ほかにもほぼ同規模の施設であるにもかかわらず、設置台数が異なる事例があった。

県有施設においては、緊急時に迅速かつ適切に対応できるように、AEDの増設又は新設の必要性を検討し、必要に応じた増設又は新設に努められたい。

#### 5 厚生労働省通知等の周知状況について

平成21年度厚生労働省通知については健康福祉部長から、平成25年度厚生労働省通知については健康福祉部医務課長からそれぞれ関係機関に対して周知されていたが、実地調査の対象とした約6割の機関はこれらの通知を承知していなかった。また、これらの通知に関し、指定管理者施設を所管する機関から指定管理者施設に対して周知していない事例があった。

その結果、厚生労働省通知を承知していなかった機関の中には、独自の判断によりAEDの管理を行い、日常点検を実施していない機関や点検結果を記録していない機関等十分な管理が行われていない機関があった。

他方、警察本部においては、警務部長から関係機関に対して点検担当者の配置方法や点検の実施方法等について統一的な管理基準が示された通知が発出されていたため、実地調査の対象とした機関は全て当該通知を承知しており、適切な管理が行われていた。

健康福祉部医務課においては、警察本部と同様に日常点検の必要性、点検結果の記録の必要性等AEDの適切な管理等について、全庁における統一的な管理基準や方針を設定し、関係機関に対して周知徹底するよう図られたい。

#### 6 AEDの使用を含む緊急対応マニュアルの整備について

学校保健安全法第29条第1項の規定により、学校においては危険等発生時対処要領を作成することとされ、文部科学省作成の「学校事故対応に関する指針」において、事故発生後の取組として、AEDの手配や装着等が示されているが、約5割の県立学校においては、緊急対応マニュアルの中にAEDの使用に関する内容が含まれていなかった。

県立学校においては、生徒等の事故発生時に適切に対応することができるよう、緊急対応マニュアルの中にAEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する内容も含めるよう図られたい。

## 資料編

### 参考1 県有施設における設置状況

部局名	施設名	設置台数
総務部	本庁舎(1階、5階、13階、21階、32階)	5
	昭和庁舎	1
	議会庁舎	1
	群馬会館	1
	前橋合同庁舎	1
	渋川合同庁舎	1
	伊勢崎合同庁舎	1
	高崎合同庁舎	1
	藤岡合同庁舎	1
	富岡合同庁舎	1
	中之条合同庁舎	1
	利根沼田振興局庁舎	1
	太田合同庁舎	1
	桐生合同庁舎	1
	館林合同庁舎	1
	女子大学	3
消防学校	1	
自動車税事務所	1	
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	1
	女性相談所	1
	近代美術館	1
	館林美術館	1
	自然史博物館	1
	土屋文明記念文学館	1
こども未来部	中央児童相談所	1
	西部児童相談所	1
	ぐんま学園	1
健康福祉部	本庁舎(14階)	2

部局名	施設名	設置台数
	県民健康科学大学	1
	渋川保健福祉事務所	1
	伊勢崎保健福祉事務所	1
	安中保健福祉事務所	1
	藤岡保健福祉事務所	1
	吾妻保健福祉事務所	1
	太田保健福祉事務所	1
	桐生保健福祉事務所	1
	館林保健福祉事務所	2
	しろがね学園	1
	こころの健康センター	1
	衛生環境研究所	1
	動物愛護センター	1
環境森林部	緑化センター	1
	森林学習センター	1
農政部	農業技術センター	1
	蚕糸技術センター	1
	水産試験場	1
	畜産試験場	1
	農林大学校	2
	浅間家畜育成牧場	1
産業経済部	群馬県技能検定場	1
	群馬産業技術センター	1
	東毛産業技術センター	1
	繊維工業試験場	1
	前橋産業技術専門校	1
	高崎産業技術専門校	1
	太田産業技術専門校	1

部局名	施設名	設置台数
県土整備部	伊勢崎土木事務所	1
	安中土木事務所	1
	中之条土木事務所	1
	館林土木事務所	1
	多々良沼公園	1
	ハッ場ダム水源地域対策事務所	1
	県央水質浄化センター	1
	奥利根水質浄化センター	1
	桐生水質浄化センター	1
	西邑楽水質浄化センター	1
企業局	公社総合ビル	1
	利根発電事務所	1
	坂東発電事務所	1
	渡良瀬発電事務所	1
	高浜発電事務所	1
	板倉ニュータウン販売センター	1
	東毛工業用水道事務所	1
	県央第一水道事務所	1
	東部地域水道事務所	1
	県央第二水道事務所	1
	病院局	心臓血管センター
がんセンター		9
精神医療センター		4
小児医療センター		3
赤城特別支援学校小児医療センター校		1
教育委員会	(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団	1
	総合教育センター	2
	文書館	1

部局名	施設名	設置台数
	図書館	1
	ぐんま天文台	1
	ぐんま昆虫の森	1
	生涯学習センター	1
	北毛青少年自然の家	1
	妙義青少年自然の家	1
	東毛青少年自然の家	1
	前橋高等学校	3
	前橋南高等学校	2
	前橋西高等学校	2
	前橋女子高等学校	2
	前橋東高等学校	1
	勢多農林高等学校	2
	前橋工業高等学校	1
	前橋商業高等学校	4
	前橋清陵高等学校	2
	高崎高等学校	2
	高崎東高等学校	2
	高崎北高等学校	2
	榛名高等学校	1
	高崎女子高等学校	2
	吉井高等学校	1
	高崎工業高等学校	2
	高崎商業高等学校	2
	桐生高等学校	2
	桐生南高等学校	1
	桐生西高等学校	1
	桐生女子高等学校	2

部局名	施設名	設置台数
	桐生工業高等学校	3
	伊勢崎高等学校	2
	伊勢崎清明高等学校	2
	伊勢崎興陽高等学校	2
	伊勢崎工業高等学校	2
	伊勢崎商業高等学校	2
	太田高等学校	2
	太田東高等学校	2
	太田女子高等学校	1
	新田暁高等学校	2
	太田工業高等学校	2
	太田フレックス高等学校	1
	沼田高等学校	3
	尾瀬高等学校	1
	沼田女子高等学校	2
	利根実業高等学校	3
	館林高等学校	1
	館林女子高等学校	2
	渋川高等学校	2
	渋川女子高等学校	2
	渋川青翠高等学校	2
	渋川工業高等学校	1
	藤岡中央高等学校	2
	藤岡北高等学校	1
	藤岡工業高等学校	1
	富岡高等学校	3
	富岡東高等学校	3
	富岡実業高等学校	2



部局名	施設名	設置台数
	松井田高等学校	1
	安中総合学園高等学校	2
	大間々高等学校	2
	万場高等学校	2
	下仁田高等学校	1
	中之条高等学校	3
	長野原高等学校	2
	嬭恋高等学校	2
	吾妻高等学校	2
	玉村高等学校	1
	板倉高等学校	2
	館林商工高等学校	2
	西邑楽高等学校	2
	大泉高等学校	1
	中央中等教育学校	1
	盲学校	2
	聾学校	2
	しろがね特別支援学校	1
	前橋高等特別支援学校	1
	赤城特別支援学校	1
	高崎特別支援学校	2
	高崎高等特別支援学校	1
	二葉特別支援学校	1
	二葉高等特別支援学校	2
	桐生特別支援学校	1
	あさひ特別支援学校	1
	伊勢崎特別支援学校	1
	伊勢崎高等特別支援学校	1

部局名	施設名	設置台数
	太田高等特別支援学校	1
	沼田特別支援学校	1
	館林特別支援学校	1
	館林高等特別支援学校	1
	渋川特別支援学校	1
	藤岡特別支援学校	1
	富岡特別支援学校	1
	渡良瀬特別支援学校	1
	吾妻特別支援学校	1
警察本部	警察本部	1
	警察本部自動車整備工場	1
	警察本部西片貝庁舎	1
	警察本部鑑識科学センター	1
	警察本部総合交通センター	1
	警察本部江田町庁舎	1
	警察本部機動隊	1
	警察本部警察学校	1
	警察本部警察学校道場(武道館)	1
	前橋警察署	1
	前橋東警察署	1
	前橋東警察署大胡分庁舎	1
	高崎警察署	1
	藤岡警察署	1
	富岡警察署	1
	富岡警察署下仁田分庁舎	1
	安中警察署	1
	安中警察署松井田分庁舎	1
	伊勢崎警察署	1

部局名	施設名	設置台数
	伊勢崎警察署境分庁舎	1
	太田警察署	1
	大泉警察署	1
	館林警察署	1
	桐生警察署	1
	桐生警察署大間々分庁舎	1
	渋川警察署	1
	沼田警察署	1
	吾妻警察署	1
	長野原警察署	1
合計	206施設	298

参考2 指定管理者制度導入施設における設置状況

部局名	機関名	施設名	設置台数
生活文化スポーツ部	文化振興課	群馬県民会館(ベイスシア文化ホール)	1
	スポーツ振興課	群馬県総合スポーツセンター(ALSOKぐんま総合スポーツセンター)	1
		群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク	1
		群馬県ライフル射撃場	1
子ども未来部	子育て・青少年課	ぐんまこどもの国児童会館	1
健康福祉部	健康福祉課	群馬県社会福祉総合センター	1
	障害政策課	県立ふれあいスポーツプラザ	2
		県立ゆうあいピック記念温水プール	1
		群馬県精神障害者援護寮「はばたき」	1
		県立障害者リハビリテーションセンター	3
環境森林部	自然環境課	群馬県クレイ射撃場	1
		群馬県野鳥の森施設	1
	渋川森林事務所	赤城ふれあいの森	1
		伊香保森林公園	1
	藤岡森林事務所	桜山森林公園	1
		みかぼ森林公園	1
	富岡森林事務所	さくらの里	1
	利根沼田環境森林事務所	21世紀の森	1
農政部	蚕糸園芸課	ぐんまフラワーパーク	2
		県立日本絹の里	1
	畜産課	群馬県馬事公苑	1
産業経済部	労働政策課	群馬県勤労福祉センター	1
	観光物産課	宝台樹キャンプ場	1
		宝台樹スキー場	1
県土整備部	交通政策課	群馬ヘリポート	1
	前橋土木事務所	敷島公園	5
	高崎土木事務所	群馬の森	1
		観音山ファミリーパーク	2
	太田土木事務所	金山総合公園	7
企業局	施設管理室	上武ゴルフ場	1
		玉村ゴルフ場	1
		前橋ゴルフ場	1
		板倉ゴルフ場	1
		新玉村ゴルフ場	1
		ウエストパーク1000	1
教育委員会	生涯学習課	群馬県青少年会館	1
合計	20機関	36施設	51